

多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正について

1 結論

- (1) R7.3月駐車場法施行令（以下「施行令」）及び標準駐車場条例の改正に伴い、多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（以下「附置義務条例」）を改正する。
- (2) 共同住宅における荷さばき駐車施設の附置が新たに規定されたが、本市では共同住宅への配送需要の増加等による道路交通が阻害される状況ではないため、追加しない。

2 附置義務条例について

趣旨：駐車場法に基づき、駐車場整備地区内における、大規模な建築物の駐車施設の附置及び管理について定めるもの。

- (1) 大規模な建築物の新築の際の駐車施設の附置（附置義務条例第2条）

駐車場整備地区内において、次の表（ア）に掲げる面積が1,500㎡を超える建築物を新築する場合、同表（イ）の項に掲げる建築物部分の床面積を同表（ウ）の項に掲げる面積で除した数の合計の台数以上の駐車施設を附置しなければならない。※緩和措置あり

| | | | | |
|-----|--|--------------|--------------------------------|-------------|
| (ア) | 特定用途※に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に4分の3を乗じて得たものとの合計 | | | |
| | 特定用途 | | | 非特定用途 |
| (イ) | 百貨店その他の店舗の用途に供する部分 | 事務所の用途に供する部分 | 特定用途（百貨店その他の店舗及び事務所を除く。）に供する部分 | 非特定用途に供する部分 |
| (ウ) | 150㎡ | 200㎡ | 200㎡ | 450㎡ |

※ 自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途（施行令第18条）。映画館、ホテル、飲食店等

- (2) 大規模な建築物の新築の際の荷さばきのための駐車施設の附置（附置義務条例第3条）

駐車場整備地区内において、特定用途に供する部分の床面積が2,000㎡を超える建築物を新築する場合、次の表（ア）の項に掲げる建築物部分の床面積を同表（イ）の項に掲げる面積で除した数の合計の台数以上の荷さばきのための駐車施設を附置しなければならない。※緩和措置あり

⇒非特定用途には荷さばきのための駐車施設の附置義務がない。

| | | | | |
|-----|--------------------|--------------|-------------|-----------------------------------|
| (ア) | 百貨店その他の店舗の用途に供する部分 | 事務所の用途に供する部分 | 倉庫の用途に供する部分 | 特定用途（百貨店その他の店舗、事務所及び倉庫を除く。）に供する部分 |
| (イ) | 3,000㎡ | 5,000㎡ | 1,500㎡ | 4,000㎡ |

3 経緯

- (1) 本市では、昭和46年に多治見駅周辺及び川南地区の駐車場不足が顕著な地区において、駐車施策を講じ円滑な道路交通を確保するため、駐車場整備地区を指定。昭和47年には、商業・事務所等の特定用途の建築物に対して駐車施設の整備を促す附置義務条例を施行。
- (2) 近年全国的に、配送需要の増加により荷さばきのための駐車需要が拡大していることから、施行令が一部改正され、特定用途に共同住宅が追加された。
- (3) また、国の標準駐車場条例では、荷さばきのための駐車施設の附置について、共同住宅が追加された。

4 共同住宅における一般用の駐車施設の附置について

(1) 本市では以下の2つに規定されており、附置義務条例の台数より中高層建築物条例*に基づき要綱の台数の方が多い。よって、附置義務条例による想定より、共同住宅の駐車施設は多い状況である。

①附置義務条例：非特定用途（共同住宅を含む）の延床面積に450㎡を除いた数

②中高層建築物条例：住戸数の100%以上の台数（行政指導）

※多治見市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例

5 主な改正内容

| |
|---|
| (1) 共同住宅について、現行の規制を維持するため、一般用の駐車施設の附置台数の維持及び荷さばきのための駐車施設の附置を追加しない（第2条、第3条第1項関係）。 |
| (2) 標準駐車場条例の改正に準じ、車椅子使用車駐車施設の車高に係る基準2.3mを追加及び規模を変更（第7条第2項関係）。※バリアフリー法施行令の一部改正に準じる |
| (3) 標準駐車場条例の改正に準じ、荷さばきのための駐車施設の車高に係る基準を3mから3.2mに変更（第7条第4項関係）。 |

6 今後のスケジュール

| | |
|-----------|----------------|
| 9月～11月 | 検察庁協議 |
| 9月8日～ | パブリックコメント（1カ月） |
| 10月23日 | 法令審査委員会 |
| 12月 | 議会提案 |
| 令和8年1月～3月 | 周知期間 |
| 令和8年4月1日 | 附置義務条例施行 |